

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、被災者等の生活の安定を図るため、地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合等における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 岡山県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岡山県外で発生した災害に関し、国又は関係都道府県から物資の調達を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。
- (3) その他甲が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条第1項の規定による要請を別紙1により行うものとする。ただし、別紙1により要請するいとまがないときは、口頭、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請の内容を記載した別紙1を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条第1項の規定による要請を受けたときは、別紙2により、当該要請に対する対応の可否を甲に報告するとともに、対応が可能である場合には、当該要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずることとし、当該措置の状況を甲に報告するものとする。ただし、別紙2により報告するいとまがないときは、口頭、ファクシミリ等で報告し、その後速やかに当該報告の内容を記載した別紙2を交付するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 措置に係る物資の集積場所及び運搬経路は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、当該集積場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する業者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取り、当該物資を受領したことと記した文書を乙等に交付するものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を岡山県内の市町村等に依頼することができるものとする。

(費用等)

第6条 措置により甲が供給を受けた物資の対価及び乙等が行った運搬等に係る費用(以下「費用等」という。)については、甲が負担するものとする。

2 費用等の額は、集積場所への物資の運搬が終了した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格(措置が災害等発生前に講じられた場合は、当該措置時における適正な価格)を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(費用等の支払)

第7条 乙は、前条第2項の規定による協議が調ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

(連絡責任者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を別紙3により互いに報告するものとし、当該報告の内容に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(市町村協定との調整)

第9条 乙が岡山県内の市町村と同様の協定を締結している場合は、当該市町村との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

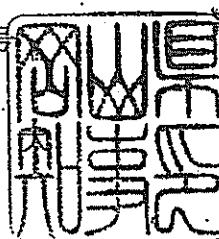
この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年10月2日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆



乙 新潟県新潟市南区清水4501-1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 植賢

